

引っ越しの季節です。

届け出をお忘れなく！

表中の※印は、届け出時にお持ちいただくものです。ご不明な点は電話で確認の上、ご来庁ください。南区役所

☎(582)2400

		届出の内容	転出 (南区から市外へ)	転入 (市外から南区へ)	札幌市内・南区内での転居
住民票・印鑑登録・転校など (戸籍住民課)	住所の異動	転出届 転出前、または転出後14日以内に届け出。転出証明書を発行します(新住所地で転入の届け出をしてください) ※届け出人の本人確認書類(免許証など)	転入届 住み始めてから14日以内に届け出 ※届け出人の本人確認書類(免許証など)、転出証明書(前住所地で発行)を持参	転入・転居届 住み始めてから14日以内に新住所地の区役所へ届け出(転出届の必要はありません) ※届け出人の本人確認書類(免許証など)	
		転出先の住所(少なくとも市区町村まで)の記載が必要です	新住所の番号(○番○号)または番地(○番地○)、マンションなどの場合はその名称・部屋番号まで確認の上、届け出		
		住民基本台帳カードをお持ちの方は、事前にご相談ください			
	印鑑登録	印鑑登録証の返還 登録は転出届に伴い廃止になります ※印鑑登録証	必要な方は新たに登録手続き ※登録する印鑑、所定の本人確認書類(事前にお問い合わせください)	すでに札幌市内で印鑑登録をされている方は、転入・転居届に伴い住所が変更されます	
	転校(小・中学校)	在学証明書・教科書給付証明書を今までの学校から受け取り、引っ越し先の市区町村で手続き	入校票(新入学児童・生徒については入学通知書)を発行しますので、前の学校が発行した在学証明書・教科書給付証明書とともに新しい学校に提出		
国保・後期高齢者医療・介護・年金 (保険年金課)	国民健康保険	脱退の手続き、保険証の返還(転出前に) ※国民健康保険被保険者証	加入される方は加入手続き 住み始めてから14日以内に届け出 ※預金通帳と通帳使用印、届け出人の本人確認書類(免許証など)	住所変更手続き 住み始めてから14日以内に新住所地の区役所へ届け出 ※国民健康保険被保険者証	
	後期高齢者医療	[道外へ転出する場合] 脱退の手続き、保険証の返還(転出前に) ※後期高齢者医療被保険者証 [道内他市町村へ転出する場合] 住所変更手続き 新住所地の市町村で住所変更手続き ※後期高齢者医療被保険者証	[道外から転入した場合] 加入申請の手続き 住み始めてから14日以内に届け出 ※負担区分等証明書 [道内他市町村から転入した場合] 住所変更手続き 住み始めてから14日以内に届け出	住所変更手続き 住み始めてから14日以内に新住所地の区役所へ届け出 ※後期高齢者医療被保険者証	
	介護保険	脱退の手続き、保険証の返還(転出前に) ※介護保険被保険者証	新たに加入手続き 住み始めてから14日以内に届け出 ※受給資格証明書(前住所地で認定を受けていた方のみ)	住所変更手続き 住み始めてから14日以内に新住所地の区役所へ届け出 ※介護保険被保険者証	
	国民年金	加入者	新住所地の市区町村で確認をしてください ※年金手帳	転入届の提出に伴い変更されますので届け出不要	転入・転居届の提出に伴い変更されますので届け出不要
		受給者	受給している年金の種類によって手続き方法が異なります 詳細は、区役所保険年金課(内線397~399)か札幌西年金事務所(ねんきんダイヤル0570-05-1165)または各共済組合へお問い合わせください		
児童手当・敬老手帳・医療費の助成など (保健福祉課)	児童手当	資格喪失の手続き	新たに申請手続き 転出予定日から15日以内に届け出 ※所得証明書、預金通帳、健康保険証	転入・転居届に伴い住所が変更されます。ただし、電話番号が変更になる場合は届け出	
	児童扶養手当 特別児童扶養手当	住所変更手続き ※手当証書	住所変更手続き ※所得証明書、手当証書	住所変更手続き 新住所地の区役所へ届け出 ※手当証書	
	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	新住所地で住所変更手続き(福祉乗車証、福祉タクシー利用券、各種乗車券、自動車燃料助成券の返還)	住所変更手続き ※手帳、印鑑、本人の顔写真(身体障害者手帳の場合は不要)	住所変更手続き 新住所地の区役所へ届け出 ※手帳、印鑑	
	各種医療費の助成(子ども・重度障がい・ひとり親家族)	受給者証の返還 ※受給者証	新たに申請手続き ※健康保険証、所得証明書、重度障がいの方は身体障害者手帳など	住所変更手続き 新住所地の区役所へ届け出 ※受給者証	
	敬老手帳 ※65歳以上の方	敬老手帳の返還 ※敬老手帳	新たに交付手続き ※健康保険証など生年月日を確認できるもの	ご自分で新住所を記入してください	
	敬老優待乗車証(敬老パス) ※70歳以上の方	1万円単位の乗車証が未使用の場合、5月31日までに手続きをしないと納入金が返還されます ※敬老パス、印鑑、預金通帳	転入時期により交付時期が異なります。交付の際は案内通知をお送りします	そのままご利用ください	
	原動機付自転車(125cc以下)	廃車手続き ※印鑑、運転免許証、ナンバープレート、標識交付証明書	新規登録手続き ※印鑑、運転免許証、廃車証明書(またはナンバープレートと標識交付証明書)	転入・転居届に伴い住所が変更されます	
固定資産税	転出届に伴い住所が変更されます	土地や建物の所在する市区町村へすみやかに住所変更の手続きをしてください(電話・はがきでも可)	転入・転居届に伴い住所が変更されます		